

表1 御池通六丁目の家持・家屋敷の変遷および人口推移(網掛けは他町持)

家屋敷	年代	文化12※1 (1815)	文政2※2 (1819)	文政6 (1823)	文政9 (1826)	文政11 (1828)	天保5 (1834)	天保6 (1835)	天保8 (1837)	天保9 (1838)	天保10 (1839)	天保11 (1840)	天保12 (1841)	天保13 (1842)	天保15 (1844)	弘化3 (1846)
①	松平土佐守蔵屋敷 (名代長岡屋久兵衛)															
②	土佐屋多郎兵衛							土佐屋喜蔵		土佐屋喜兵衛 代判嶋屋庄兵衛		炭屋安兵衛	丹波屋恒祐 (天保11.12)			
借屋軒数				13	4	10	10	11	12	10	7	11	14	14	15	14
③	日向屋藤吉															
借屋軒数					21	26	26	22	27	34(③+④)	38(③+④)	36(③+④)	25	25	23	26
④	京屋安兵衛						日向屋藤吉		(藤九郎に改名)							
借屋軒数					31	13	18	14	11	-	-	-	16	17	16	16
⑤	長岡屋久兵衛		(家守渡邊道規)	(家守渡邊玄仲)	(家守淡路屋藤兵衛)		(家守淡路屋藤兵衛)		(家守高岡屋佐兵衛)							
借屋軒数			13	14	6		5	6	4	6	6	6	6	6	6	6
借屋軒数					長岡屋久兵衛 ※3											
借屋軒数					7	13	7	6	6	7	6	7	6	7	7	7
⑥	長岡屋久兵衛		(家守亀屋清兵衛)	讃岐屋哥七(文政10)		丸屋嘉兵衛										
借屋軒数			6	7	7	8	7	8	6	6	6	6	6	6	7	7
⑦	湊屋辰蔵代判小八						日向屋藤吉		八萩屋弥兵衛						八萩屋弥兵衛	阿波屋小兵衛 家守阿波屋信祐か
借屋軒数							0※4		0	1	1				0	1
⑧	名草屋平兵衛					日向屋藤吉		(藤九郎に改名)								
借屋軒数			2	2		3	2	1	0	1	1	1	1	0	1	4
⑨	阿波屋弥次兵衛					橋屋嘉兵衛										阿波屋嘉兵衛
借屋軒数			3	2	3	3	3			4	5	5	5	5	5	6
⑩	光源寺									1	1	1	1	1	1	1
借屋軒数																
⑪	光源寺留守居 真城寺									町内掛屋敷 (家守日向屋藤九郎)						
借屋軒数			1	1	1	1	1	1	1	1						
⑫	讃岐屋哥七					丸屋嘉兵衛										
借屋軒数			1	1	1	1	1	1	1	1	1					
⑬	綿屋利八		加嶋屋文蔵	綿屋利八				阿波屋定助								
借屋軒数			10	12	11	6	8	8	6	11	10	11	8	10	9	
⑭	伊勢屋哥兵衛															

年代	文化12 (1815)	文政2 (1819)	文政6 (1823)	文政9 (1826)	文政11 (1828)	天保5 (1834)	天保6 (1835)	天保8 (1837)	天保9 (1838)	天保10 (1839)	天保11 (1840)	天保12 (1841)	天保13 (1842)	天保15 (1844)	弘化3 (1846)
総借屋軒数(軒)			49	95	85	89	79	81	73	84	87	92	88	91	97
町人数(人)			41	33	36	23	22	20	30	32	25	32	37	40	38
借屋人数(人)			344	414	354	404	403	388	366	390	408	453	454	325	340
総人口(人)		417	385	447	390	427	425	408	396	422	433	485	491	365	378
総人口に占める 借屋人の割合			89%	93%	91%	95%	95%	95%	92%	92%	94%	93%	92%	89%	90%

出典：大阪市立中央図書館所蔵小林家文書 御池通六丁目水帳絵図(文化12年)、同町宗目人別帳(文政2年～弘化3年)

※1…文化12年の水帳については、借屋人や人口の情報が確認できないほか、家持が入れ替わる度に書き換えが行われていると考えられるため、ここから文化12年時点の家持およびその町内持・他町持の区別はできない。

※2…文政2年の人別帳では家持とその家屋敷・借屋人を判別できないため、総人口のみ計算した。

※3…長岡屋の家屋敷は文政11年以降、家守表記のあるものと無いもの2つに区別され、それぞれ別個の家屋敷単位で記載される。借屋人の情報などから、本表ではどちらも合わせて家屋敷⑤として扱う。

※4…人別帳は10月～翌年9月を単位として作成される。それを踏まえ、本表では人別帳の始まる10月時点の情報のみを集計対象とし、翌月以降の転入出による変動は対象外としている(※印)。

表2 日向屋家屋敷の詳細

家屋敷	時期	特徴
③	文政9(1826)年以降	茶屋が存在する 借屋人数最多
④	天保5(1834)年以降	天保9～11年は人別帳で③と統合
⑦	天保6(1835)年	家守がいる
⑧	天保5(1834)年以降	日向屋自身の居所
⑪	天保9(1838)年	元真城寺の家屋敷

出典：大阪市立中央図書館所蔵小林家文書 御池通六丁目宗目人別帳(文政9年～天保9年)

表3 文政9(1826)～弘化3(1846)年の日向屋家屋敷の動向

年	家屋敷	世帯数 (うち茶屋)	男	女	下人	茶立女	下女	人数合計	転出 (うち家出)	転入
文政9(1826)年	③	21(5)	39	30	5	10	23	107	4(0)	0
文政11(1828)年	③	26(8)	50	43	9	14	24	140	6(0)	8
天保5(1834)年	③	26(11)	36	36	10	33	30	145	8(2)	6
	④	18	28	26	6	0	1	61	7(2)	2
	⑧	3	3	3	1	0	0	7	2(0)	1
	合計	47(11)	67	65	17	33	31	213	17(4)	9
天保6(1835)年	③	22(8)	36	40	6	16	47	145	3(0)	5
	④	14	28	24	4	0	1	57	5(2)	3
	⑦	※1	※1	※0	※0	※0	※1	※2	0(0)	1
	⑧	2	2	2	3	0	0	7	1(0)	0
	合計	38(8)	66	66	13	16	48	209	9(2)	9
天保8(1837)年	③	27(6)	42	39	10	16	43	150	7(2)	4
	④	11	15	15	2	0	4	36	5(3)	3
	⑧	1	1	0	0	0	0	1	2(0)	1
	合計	39(6)	57	54	12	16	47	187	14(5)	8
天保9(1838)年	③④	34(6)	50	44	14	16	48	172	5(3)	9
	⑧	※1	※2	※1	※0	※0	※0	※3	0(0)	1
	⑪	1	3	2	0	0	1	6	0(0)	0
	合計	35(6)	53	46	14	16	49	178	5(3)	10
天保10(1839)年	③④	38(7)	53	48	14	18	46	179	4(1)	1
	⑧	1	2	1	0	0	0	3	0(0)	0
	合計	39(7)	55	49	14	18	46	182	4(1)	1
天保11(1840)年	③④	36(7)	49	43	14	14	50	170	3(1)	8
	⑧	1	2	1	0	0	0	3	0(0)	0
	合計	37(7)	51	44	14	14	50	173	3(1)	8
天保12(1841)年	③	25(6)	36	36	10	12	43	137	1(0)	1
	④	16	25	22	4	0	5	56	4(0)	5
	⑧	1	2	1	0	0	0	3	1(1)	0
	合計	42(6)	63	59	14	12	48	196	6(1)	6
天保13(1842)年	③	25	39	37	10	12	45	143	18(1)	7
	④	17	28	22	3	0	8	61	7(1)	3
	⑧	※1	※1	※0	※0	※0	※0	※1	0(0)	1
	合計	42	67	59	13	12	53	204	25(2)	11
天保15(1844)年	③	23	40	28	5	0	4	77	4(1)	5
	④	16	25	25	1	0	2	53	4(2)	3
	⑧	1	1	1	0	0	0	2	0(0)	1
	合計	40	66	54	6	0	6	132	8(3)	9
弘化3(1846)年	③	26	44	44	1	0	2	91	4(1)	2
	④	16	29	26	3	0	0	58	2(1)	3
	⑧	4	7	4	0	0	0	11	2(0)	0
	合計	46	80	74	4	0	2	160	8(2)	5

出典：大阪府立中央図書館所蔵小林家文書 御池通六丁目宗目人別帳(文政9年～弘化3年)

・家屋敷番号は図2に対応

・※印は10月より後の転入世帯(計上対象外)

表4 家出一件史料一覧①

家出人	A.平野屋定七	B.笹屋八蔵	C.丹波屋新兵衛	D.柴屋新助	E.淡路屋竜國	F.丸屋忠平
文書作成時期	文化7(1810).9	文政4(1821).12	天保3(1832).3	天保5(1834).10	天保12(1841).5	天保12(1841).11
居所	河内屋平兵衛借屋(②or③)	家守亀屋清兵衛借屋(③)	綿屋利八借屋(⑬)	日向屋藤吉借屋(④)	日向屋藤九郎借屋(④)	日向屋藤九郎借屋(⑧)
世帯構成	1名(女房)	2名(茶立女2)	世帯主のみ	4名(妹3、母)	3名(女房、娘2)	2名(女房、子)
職業	不明	茶屋渡世	働渡世	働渡世	按摩渡世	働渡世
家出パターン	一家家出	一家家出	一家家出	世帯主のみ家出	世帯主のみ家出	一家家出
出入	無	無※1	無	無	無	預ヶ米取戻出入
残し道具の処遇	奉行所預かり後、売払	家出人が家出に際し 他町人方へ売払	欠所	奉行所預かり後、 家族の訴願により下置	奉行所預かり後、 家族の訴願により下置	
残し道具点数※2	18点	24点	24点	37点	58点	無
残し道具内訳						
畳	・畳*3	・畳*23	・畳*4	・畳*4.5	・畳*9	
建具類	・一間敷鴨居*14 ・小千木	・障子大小*10 ・襖*2 ・おし板 ・□押入		・障子*3 ・ふすま	・障子*10 ・一間半ふすま*4 ・間中ふすま	
その他間仕切り			・つい立	・つい立	・つい立 ・小びょうぶ	
棚関連・収納	・膳棚 ・棚板*3	・棚板*3	・いかき*2	・膳棚 ・棚板 ・箱*2	・膳棚 ・茶棚 ・いかき*2 ・古箱 ・ぶんこ ・はりほて	
食器類	・(鉢) ・(茶碗) ・(茶呑茶碗) ・(猪口) ・(茶漬茶碗) ・(土台盃) ・(壺合升) ・(箸箱)	・鉢*3 ・茶呑□ん*5	・茶わん*2 ・さかすき ・三つ重重箱	・鉢*2 ・茶漬茶碗*4	・小鉢*5 ・徳利 ・茶わん*5 ・椀*5 ・茶呑茶わん*5	
膳・台類	・(膳*4)	・膳*10	・膳*2 ・茶台	・膳*2 ・飯台*2	・膳*5	
櫃類	・飯櫃		・米櫃 ・大手櫃*2	・飯ひつ	・半ひつ ・横櫃	
壺・壺・樽類	・水瓶	・水甕*2 ・大甕 ・四斗樽			・塩坪	
竈・鍋・釜類	・三つ竈 ・鍋 ・釜	・鍋 ・釜*2		・土鍋 ・釜	・鍋 ・釜	
釣瓶関連	・釣瓶		・つるべ	・つるべ	・つるべ	
桶類	・手桶		・片手桶 ・桶 ・手桶	・桶 ・手桶	・桶*2 ・手桶 ・たらい大小*2	
走り廻り	・走り回り	・走り廻り		・はしり		
その他炊事用品等	・(茶柄杓) ・(まな板) ・摺鉢	・はいらず ・茶	・杓子*2 ・杓*2 ・庖丁*2 ・れんぎ	・酌子*2 ・まな板 ・庖丁 ・土ひん	・杓子*2 ・杓 ・まな板 ・庖丁 ・土びん ・鯉箱 ・行平*3	
洗濯・掃除用具				・打ばん	・打ばん ・ほうき	
行燈類	・行燈	・□あんど・煮売りあんど ・角あんど ・掛あんど ・八方	・あんど ・□燈	・行燈	・弓張丁ちん ・あんど*2 (かわらけ□皿共)	
傘類			・からかさ	・からかさ ・日かさ		
暖房・火元関連		・やくら ・田菓子置*5	・大吹竹	・箱火鉢 ・火はし ・火打箱 ・火吹竹 ・たばこ盆(火入共)	・やくら ・すびつ ・火鉢 ・火箸 ・火打箱 ・火かき ・炭取 ・火吹竹 ・火消坪 ・五とく*2 ・附木大 ・かんでき	
大型家具類		・つくへ			・つくへ ・竹ゆこう	
寝具・布類				・蒲団大小*3	・枕 ・座布団*3	
仏壇関連	・仏壇(台共) ・(掛け物) ・(花立) ・(線香立)				・古箱 ・(仏像) ・(花立) ・(香ろう) ・(□□物台) ・(□□□)	
その他信仰関連	・神棚 ・神造り徳利*2 ・荒神社	・神棚*2	・神棚	・神棚	・神棚*2(鉦徳利共)	
その他道具・小物類				・針差*2		
不明(史料翻刻不能)		2点	1点	1点	2点	

表4 家出一件史料一覧②

家出人	G.近江屋藤助	H.淡路屋兵吉	I.淡路屋八三郎	J.杉野屋文蔵	K.明石屋清五郎
文書作成時期	弘化3(1846).1	弘化3(1846).2	弘化3(1846).2	弘化4(1847).3	嘉永4(1851).9
居所	丸屋嘉兵衛借屋(②)	日向屋藤九郎借屋(③)	不明(家持)	日向屋藤九郎借屋(③)	阿波屋定助借屋(家屋敷⑬)
世帯構成	不明	7名(女房、子2、孫、妹、兄)	1名(女房)	3名(女房、子、娘)	1名(女房)
職業	不明	働渡世	酒小売渡世	宿屋渡世	働渡世※
家出パターン	同家人が同家先から単独で家出	一家家出	世帯主のみ家出	一家家出	世帯主のみ家出後、女房も家出
出入	玉子売掛ヶ出入	無	無	預ヶ銀出入	届金不渡出入 船賃銀滞出入
残し道具の処遇	身体限の処分により、 出入の弁済に充てられる	欠所	奉行所預かり後、 家族の訴願により下置		奉行所預かり後、 家族により下置の訴願あり(未受理)
残し道具点数※2	7点※3	37点	107点	無	12点
残し道具内訳					
畳		・畳*6.5	・畳*18		・畳*3
建具類		・障子*4 ・襖*2	・障子*2 ・中障子 ・押板*2 ・らんま ・戸*3 ・間中押入(戸共) ・間中押入(戸共)・壱間板床*2?	・小障子*5 ・間中襖*2 ・間中板床 ・まいら戸 ・壱間押入(戸共)	・障子
その他間仕切り		・つい立	・六枚屏風 ・小屏風		
棚関連・収納		・袋棚 ・いかき*3 ・張ぼて	・店戸棚 ・袋棚 ・棚板*2 ・銭箱 ・硯箱(硯水入共) ・張筆筒	・壱間重戸棚 ・茶棚 ・いかき*2 ・肴かご*2 ・口箱大小古箱*3 ・引出し物大小*2	
食器類	・茶碗 ・椀	・茶碗*3 ・徳利	・鉢*2 ・茶呑茶碗*9 ・升*4 ・さら*5	・茶わん*2	・茶碗
膳・台類	・飯台	・膳*2	・膳*3 ・茶台		・膳*3
櫃類		・飯櫃	・飯櫃*2 ・横櫃		
甕・壺・樽類		・四斗樽 ・茶坪	・酒壺 ・小壺 ・水坪*2		
竈・鍋・釜類			・五ツ竈 ・鍋*3 ・鍋釜ふた*3 ・くわんす		・三ツ竈
釣瓶関連			・つるべ取		
桶類		・水桶 ・手桶	・桶類*12 ・銅たらい ・たらい大小*2		・桶*2
走り廻り			・酒走り ・はしり ・走り		・はしり
その他炊事用品等		・木ひしやく ・杓子*3 ・水杓 ・鍋釜ふた*3 ・れんき	・生板 ・庖丁*2 ・土びん ・米とうし ・銅水杓 ・杓子*5		・まな板 ・庖丁
洗濯・掃除用具		・ほうき	・打ばん		
行燈類	・提燈	・行燈 ・挑灯	・挑灯箱入*4 ・あんど(□□共)		・行燈
傘類		・からかさ*4	・陣笠 ・傘*3 ・同傘		
暖房・火元関連		・箱火鉢 ・炭取	・箱火鉢 ・火打箱 ・五とく ・大和こたつ ・じふのふ		
大型家具類		・竹はしご	・つくへ ・置床		
寝具・布類	・帷子	・まくら*2 ・上敷*3 ・布のふきん五巾	・蒲団大小*5 ・さらし四ぬのふきん一		
仏壇関連			・佛壇 ・(掛もの) ・(りんとう) ・(前つて) ・(佛簀) ・(りん) ・花生 ・香ろう*2		
その他信仰関連			・神棚(御酒徳利) ・荒神棚		・神棚
その他道具・小物類	・帳面*3	・銭筒 ・板かんばん ・かりこ	・帳面類*13 ・鍵 ・木刀*2 ・天秤箱斗 ・焼物花立 ・鉢 ・と石 ・植木類 ・古石類 ・古瓦類 ・酒かんばん板		
不明(史料翻刻不能)	1点	1点	9点		1点

出典：大阪市立中央図書館所蔵小林家文書

※1…他の事例のような「掛合」にあたる係争ではないが、八蔵は笹屋(茶屋)の同家人であり、笹屋消失後も借屋に居座り茶屋商売を続けようとしたことで家主らと対立していた。

※2…各史料中の記載に準拠したもの。実際に道具を計上した数とは異なる場合がある。特に括弧内の道具は箱や仏壇の中身として記載されているため、計上対象外の可能性が高い。

※3…近江屋藤助は出入について身体限の処分を受け、その弁済に充てるための道具が書き付けられている。そのためここで挙げられる道具は、奉行所預りのために道具を書き付けている他の事例とは性格が異なる。

表6 文政9(1826)年～弘化3(1846)年までの日向屋借屋における月ごとの転入出件数

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
転入出件数	13	17	7	13	13	10	18	19	9	13	9	52	193

出典：大阪市立中央図書館所蔵小林家文書 御池通六丁目宗盲人別帳(文政9年～弘化3年)。

表7 日向屋借屋における家出後の動向が分かる家出人事例

No.	借屋人名	家族構成	家出の記録	立帰の記録
1	播磨屋清兵衛	清兵衛、母、茶立女二名 下人、下女二名、同家男女	天保10(1839)年9月 家屋敷③の借屋より一家残らず家出	天保12(1841)年4月立帰後、他所借屋へ引越 (清兵衛、母、姉のみ 姉は家出時の同家人)
2	笹屋松之助	松之助、弟、姪、母	天保8(1839)年11月 家屋敷③の借屋より一家残らず家出	天保12(1841)年6月立帰後、他所借屋へ引越 (家出時より人別変動なし)
3	讃岐屋栄兵衛	栄兵衛	天保9(1840)年5月家出 (居所不明、家屋敷④か)	天保13(1842)年1月立帰後、 他町借屋人に引き取られ、同家となる
4	阿波屋善兵衛	善兵衛、女房、娘	天保6(1835)年5月 家屋敷④より女房と娘が家出 (善兵衛は1月に病死)	天保14(1843)年閏9月立帰後、 他町借屋人方へ縁付
5	塗師屋藤之助	藤之助、母、下人	天保7(1836)年4月 家屋敷④より家出 (当時の人別帳には家出記載なし)	天保14(1843)年8月立帰後、 他町借屋人に引き取られる
6	福嶋屋波太蔵	波太蔵、妹、母	天保8(1837)年11月 家屋敷④より家出	天保14(1843)年閏9月立帰後、 他町借屋人方へ引き取られ、同家となる
7	和泉屋与兵衛	与兵衛、下女	弘化2(1845)年9月 家屋敷④より家出	弘化4年(1847)年2月立帰後、 他町借屋へ変宅

出典：大阪市立中央図書館所蔵小林家文書 御池通六丁目宗盲人別帳(天保9年～弘化3年)。

表8 明石屋清五郎家出一件史料の文書一覧

文書No.	作成時期	作成者	宛先	題名	文書構成(太字が各文書の主題)
①	嘉永4(1851).9.16	家主阿波屋定助 病氣ニ付代政治郎 [㊟] 年寄日向屋藤九郎	御奉行様	乍恐口上	I:清五郎の家出(嘉永4.9.1発生)を13日に届出→三十日見合の指示 II:出入A(届ヶ金不渡出入)の手續き経過 嘉永4.8.7紀伊国屋武兵衛より願上、翌日吟味方御役所で吟味後、御日延中に家出 →11日届出、五日尋の指示 →今日(9.16)切日だが行方不明の届出、今日から五日尋の指示 III:出入B(船賃銀滞出入)の手續き経過 嘉永3.10.18塩飽屋孫三郎より願上、呼寄せ中に家出 →12日届出、三十日尋の指示
②	嘉永4(1851).10.14	明石屋清五郎女房くま 病氣ニ付代政治郎 家主阿波屋定助 年寄日向屋藤九郎	御	乍恐書付を以御礼奉申上候	残し道具下置の願出が聞き届けられ、道具が下げ置かれたことへの礼 (※実際には「懸合成行片付次第」とされ、下置は行われなかった)
③	嘉永4(1851).10.14	明石屋清五郎女房くま 病氣ニ付代政治郎 [㊟] 家主阿波屋定助 [㊟] 年寄日向屋藤九郎 [㊟]	御奉行様	乍恐書付を以御礼奉申上候	同上 (②と異なり、署名に印があり宛先も省略されていない)
④	嘉永4(1851).9.6	年寄日向屋藤九郎 願人紀伊国屋武兵衛	西 御	乍恐口上	出入Aに対し6日に清五郎家出を届出
⑤	嘉永4(1851).9.12	年寄日向屋藤九郎 願人塩飽屋孫三郎	御 西	乍恐口上	出入Bに対し12日に清五郎家出を届出
⑥	嘉永4(1851).9.13?	家主阿波屋定助 病氣ニ付代政治郎 年寄日向屋藤九郎	西 御	乍恐口上	I:清五郎家出を届出 II:出入Aの経過…12日に家出を届出→五日尋の指示 III:出入Bの経過…12日に家出を届出→三十日尋の指示
⑦	嘉永4(1851).9.13	家主阿波屋定助 病氣ニ付代 年寄病氣ニ付代 月行司八萩屋弥兵衛	西 御	差上申御請証文之事	出入Bに対し12日に家出を届出→三十日尋の指示(指示への請証文)
⑧	嘉永4(1851).9.16	年寄日向屋藤九郎	西 御	乍恐口上	I:出入Aに対し11日に家出を届出→五日尋の指示 →今日(9.16)切日だが行方不明の届出 II:出入Bについての但書 出入Bの経過…12日に家出を届出→三十日尋の指示
⑨	嘉永4(1851).10.12	年寄病氣ニ付代 月行司八萩屋弥兵衛	西 御	乍恐口上	I:出入Bに対し12日に家出を届出→三十日尋の指示 →今日(10.12)切日だが行方不明の届出 II:出入Aについての但書 出入Aの経過…11日に家出を届出→11日から数えて五日尋・十日尋両度の指示
⑩	嘉永4(1851).10.14	家主阿波屋定助 病氣ニ付代政治郎 年寄日向屋藤九郎	西 御	乍恐口上	I:清五郎家出を届出→三十日見合の指示 →今日(10.14)切日だが行方不明の届出と残し道具の帳面(㊟)の届出 II:出入Aについての但書 出入Aの経過…11日に家出を届出→11日から数えて五日・十日尋両度の指示 現在「御尋中」 III:出入Bについての但書 出入Bの経過…12日に家出を届出→三十日尋の指示→切日だが行方不明の届出 →浮置の指示
⑪	記載なし	記載なし	記載なし	御池通六丁目 阿波屋定助借屋 明石屋清五郎残し道具附	-(㊟の表紙)
⑫	嘉永4(1851).10.14	阿波屋定助 病氣ニ付代政治郎 明石屋清五郎女房くま 病氣ニ付代	記載なし	乍恐口上	残し道具書付(計12点)
⑬	嘉永4(1851).10.14	くま 病氣ニ付代 家主阿波屋定助 病氣ニ付 年寄日向屋藤九郎	御	乍恐口上	残し道具下置の願出 (※清五郎家出の届出が9.8になっている)
⑭	嘉永5(1852).閏2.16	家主阿波屋定助 家主病氣ニ付代政治郎 年寄日向屋藤九郎	御	I:なし II:乍恐家出御断	I:出入A・Bの経過 嘉永5.閏2.13が五日尋×2・十日尋×2・三十日尋×5の切日 吟味方役所による過料錢三貫文の取上と永尋の指示、請証文と印形取り →同日遠国方役所に「成行落着相片付趣」を伝え、「御開済」となる II:くま家出の届出 清五郎家出において三十日見合後も行方不明の旨を届出 →掛合の尋中につき「成行取片付次第」と言われる →くまが閏2.13に残し道具(奉行所預かりか)持って家出、16日に届出 →三十日見合の指示(後書)
⑮	嘉永5(1852).3.17	阿波屋定助 病氣ニ付代政治郎 [㊟] 年寄日向屋藤九郎 [㊟]	御奉行様	乍恐口上	くま家出を届出→三十日見合の指示→今日(3.17)切日だが行方不明の届出
⑯	嘉永5(1852).3.18	家主阿波屋定助 家主病氣ニ付代喜三郎 [㊟] 年寄日向屋藤九郎 [㊟]	御奉行様	乍恐口上	I:くま家出の届出 II:出入Aの経過 尋→2.12に過料三貫目の取上と永尋の指示 III:出入Bの経過 尋→浮置→出入Aの成行落着を報告か(読めず)
⑰	記載なし (少なくとも嘉永5年)	記載なし	記載なし	乍恐口上	I:清五郎家出において見合切日迎えても行方不明のため残し道具書付提出 →「懸合成行片付次第」と言われる II:⑯-II同様(読めず) III:⑯-III同様(読めず) IV:くま家出についての但書(読めず) 三十日見合切日を迎え、残し道具を改めるべく住居に向かう 町内にいる親類の者から、くまが阿波国方面に行ったことを聞く →くまに対し、罷り出て残し道具などを渡すよう伝えるが、くまは聞き入れない
⑱	記載なし (嘉永5.3.17か)	記載なし	記載なし	乍恐口上	くま家出を閏2.16に届出→三十日見合の指示→今日切日だが行方不明の届出 (※最終行に「尤右清五郎義掛合左に奉申上候」とあるが、以降の記述は確認不可)
⑲	記載なし (嘉永5.閏2.16か)	読めず	読めず	乍恐家出御断	くま家出の届出(読めず)
⑳	記載なし (嘉永5.3.17?)	記載なし	記載なし	乍恐口上	くま家出を閏2.16に届出→三十日見合の指示→今日切日だが行方不明の届出 (※くま家出の経緯:くまが清五郎の残し道具を貰い受けたいと願い出たが、掛合の成行片付次第と言われ、それまでは浮置→道具を持って家出)

出典:大阪市立中央図書館所蔵小林家文書「明石屋清五郎家内の者残し置家出仕候付御断奉申上候一件」

表 9 明石屋清五郎家出一件の時系列整理

年次	家出 (1)清五郎家出・(4)女房くま家出 対応：西当番所	(2)出入A(届ヶ金不渡出入) 対応：西吟味方役所	(3)出入B(船賃銀滞出入) 対応：東邊国方役所
嘉永3 (1850)			10/18 出入の願上
嘉永4 (1851)		8/7 出入の願上	
		8/8 召出の上御札	
	9/1 清五郎家出		
		9/6 清五郎家出の届出…④	
		9/11 清五郎家出の届出…①など →「五日御尋」の指示…①など →「(9/11から)五日尋両度、 十日尋両度」の指示…⑨	
			9/12 清五郎家出の届出…⑤ →「三十日御尋」の指示…⑦
	9/13 清五郎家出の届出…⑥など →「三十日見合」の指示 ※⑩では14日届出となっている		
		9/16 ・「五日御尋」切日、行方不明の届出 →「(9/16から)五日御尋」の指示…① ・「五日御尋」切日、行方不明の届出…⑧	
		10/12 「三十日御尋」の切日、 行方不明の届出 →「浮置」の指示…⑨	
	10/14 ・「三十日見合」切日 行方不明の届出…⑩ ・道具書付の提出…⑩⑪⑫ ・女房による道具下置の嘆願…⑬ ⇒「掛合成行取片付次第」との返答…⑭ ・道具下置への礼状の作成…②③		
嘉永5 (1852)	閏2/13 女房くま家出	閏2/13 「五日尋式ヶ度、十日尋式ヶ度、 三十日尋五ヶ度」の切日 →過料銭三貫文取上の上「永御尋」の指示 請証文の印形を取り「相済」となる…⑭ ※⑯⑰などでは上記指示は12日付け	閏2/13 出入Aの 「成行落着相片付候趣」を報告 →「御聞済」になる…⑭
	閏2/16 くま家出の届出 →「三十日見合」の指示…⑭		
	3/17 「三十日見合」の切日、行方不明の届出…⑮		
その後	町内の親類の者に聞き、くまが阿州表に行ったことが判明 →「無宿之者」がいては(町側が)難渋するので、くまに罷り出て残し道具を渡すよう度々伝えるが聞き入れず		

出典：大阪市立中央図書館所蔵小林家文書「明石屋清五郎家内の者残し置家出仕候付御断奉申上候一件」。

※丸数字は史料番号と対応し、それぞれの手続き内容がどの史料で確認できるかを示す。